

開成町条例第8号

開成町庁舎整備基本構想等策定委員会条例

(設置)

第1条 開成町庁舎整備基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定にあたり、庁舎整備に関する事項について検討及び協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、開成町庁舎整備基本構想等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 庁舎建設の基本的事項に関すること。
- (2) 庁舎建設の位置に関すること。
- (3) その他庁舎建設に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱のときから基本構想等を町長に答申するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、かつ資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、基本構想等を町長に答申したときをもって、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年開成町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(52) (略)</p> <p><u>(53) 庁舎整備基本構想等策定委員会委員</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(52) (略)</p> <p>(新設)</p>

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後			
別表(第2条関係)			
職名			報酬額
1～52	(略)	(略)	(略)
<u>53</u>	<u>庁舎整備基本構想等策定委員会委員</u>	<u>委員長の職にある者</u>	日額 <u>8,000円</u>
		<u>委員</u>	日額 <u>7,200円</u>

改正前

別表（第2条関係）

職名		報酬額	
1～5 2	(略)	(略)	(略)
(新設)			